



～人と街をつなぎ「暮らし」を創る～

宅建だより

苫小牧市表町5丁目10番1号

苫小牧

TEL(0144)33-9383 FAX(0144)32-2568

No. 394

2022年 6月20日 発行

令和4年度宅地建物取引士資格試験実施日程

〔受験案内・申込書配布〕 7月1日(金)～7月29日(金)
 〔申込書配布場所〕 (公社)北海道宅地建物取引業協会本部
 各支部
 くまざわ書店 メガドン
 キ苫小牧店
 〔受験申込受付期間〕 7月1日(金)～7月29日(金)
 申込受付は郵送のみです、支部事務所では受付できません。
 〔インターネット申込受付〕 7月1日(金)～7月19日(火)
 最終日21:59まで
 〔機構ホームページ〕 <http://www.retio.or.jp>
 〔試験日〕 10月16日(第3日曜日)
 〔受験料〕 8,200円
 〔試験地〕 札幌市 旭川市 函館市 釧路市 帯広市 北見市 苫小牧市

新型コロナウイルス感染拡大防止による対応として 試験の中止・試験会場の変更等について

試験地における感染の状況により、試験の中止や試験会場の変更等を行う可能性があります。実施中止の案内は(一社)不動産適正取引推進機構のホームページで発表いたします。
 申し込みをされる方は、試験日前にご確認くださいませよう、お願いいたします。

令和4年度第1回不動産研修会

- 日時 令和4年7月5日 火曜日
午後1時30分から
- 会場 グランドホテルニュー王子 グランドホール南
- 研修テーマ
不動産業者が知っておくべき税金の話
令和4年度税制改正と実務上のポイント
- 講師 税理士法人さくら総合会計 税理士 石橋正憲氏

◆ 新型コロナウイルス感染の拡大状況により、ウェブ研修に変更する可能性があります。詳細は研修会開催案内をご確認ください。

****リアルパートナーウェブ研修 公開中******
 #インボイス制度が始まったら～不動産会社はどう動けばいいのか
 #デジタル社会形成整備法に基づく
 宅地建物取引業法・借地借家法の改正

Web 研修動画 | 年度別 | 「ハトサポ」宅建協会会員業務支援サイト |

令和4・5年度の職務分担は下記の通りです。

令和4・5年度運営委員職務分担

委員会	職務	氏名
総務・財政委員会	委員長	星野岳夫
	副委員長	保科裕之
	委員	勝木寛人
	委員	鈴木史朗
情報提供委員会	委員長	瀬野 誠
	副委員長	勝木寛人
	委員	瀬尾光博
	委員	小岡克司
研修相談委員会	委員長	松井光宏
	副委員長	瀬尾光博
	委員	飛渡理良
	委員	小岡克司
	委員	保科裕之
	委員	鈴木史朗

〈 会 員 動 向 〉

会員数 133社

事務所所在地の変更

商号・名称	変更後	変更前
ハスカップ不動産㈱	苫小牧市字糸井377-65	苫小牧市見山町3-10-2

宅建士の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
㈱ロゴスホーム苫小牧	西村 学(石狩)20666	高橋勇希(石狩 22365)
	澤田 睦(胆振 927)	
(有)山地不動産企画 ハウストゥ! 苫小牧西店	森山秀晃(胆振 1450)	
(有)山地不動産企画 ハウストゥ! 苫小牧東店		森山秀晃(胆振 1450)

従事者の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
(有)山地不動産企画 ハウストゥ! 苫小牧西店	榎山みゆき(190689)	佐野洋祐(2005107)
		野村小百合(140448)
(有)山地不動産企画 ハウストゥ! 苫小牧東店	佐野洋祐(2005107)	榎山みゆき(190689)

お預かりする個人情報に関しては協会規定に基づいて取り扱います。

5月分の業務報告 相談業務報告は次号に掲載いたします

令和4年度版 会員名簿を作成いたします

(従業者名入り)

今年度も変更届等の提出漏れ対策、従事者数の適正配置確認の一環として従業者名入り会員名簿苫小牧版を8月31日現在で作成いたします。

**別紙『会員基本調査』を7月29日までに
郵送またはFAXで提出してください**

◆ 苦小牧警察署よりお願い ◆

～不法就労・不法滞在の防止～

不法就労とは

- ：不法滞在者が働くケース
- ：入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース
- ：入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース
などがあります

外国人の方の不法就労・不法滞在に関する情報や相談を受けた際は110番または管轄警察署へご連絡ください。

苦小牧警察署 0144-35-0110



・個人情報保護法の施行に伴い皆様からお預かりする個人情報に関しては別紙のとおり取り扱います。

チャレンジ宅建 (2021年度 出題)

問題 業者の業務のうち宅建業法の規定によると、マンションの販売に際して買主が手付として必要な額を持ち合わせていなかったため、手付を分割受領することにより契約の締結を誘導することは、業法違反に当たる



受領でもよいとして契約を誘引するのは「禁止」に該当する